

《会員の処分の公示》

会則第 42 条第 1 項並びに会費滞納会員処分規程第 2 条及び第 4 条に基づき、以下のとおり処分いたしました。

なお、会費滞納会員処分規程に基づき九州厚生局長、大分労働局長、全国社会保険労務士会連合会に報告いたしました。

(令和 8 年 4 月 27 日)

氏 名	登録番号	支部・区分	処 分
木藤 智樹	44070007	大分東・開業	会員権停止（令和 8 年 4 月 28 日～令和 9 年 4 月 27 日）